

新型コロナウイルスに関する金融上の特別措置の実施について(2021年1月8日付)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられましたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、当該感染症により影響を受けられましたみなさま（注）に、下記のとおり特別なお取扱いを実施いたします。

つきましては、特別お取扱いをお申し出いただく場合は所定の手続きがございますので、下記の連絡先までお申し出くださいますようお願い申し上げます。

まずは、お知らせかたがた一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

記

特別お取扱いの内容

I. 保険料のお払込みについて

ご契約団体さまからのお申し出により、保険料のお払込み猶予期間を含め2021年1月8日から最長6ヵ月後の月末まで猶予するお取扱いをいたします（当期間中の保険料につきましては、お払込み再開時にあわせてお払込みいただくこととなります）。

II. 継続契約のお取扱いについて

ご契約団体さまからのお申し出により、ご継続契約の更改手続きを、原則として、2021年1月8日から最長6ヵ月後の月末まで猶予するお取扱いをいたします。

なお、更改日を過ぎてからでも、上記期日までに契約手続きが行なわれれば前契約と同一の契約条件（※）による継続契約が前契約の更改日をもって成立したものといたします。

（※）同一の契約条件とは、保険契約の種類、保険の対象、保険金額、免責金額、保険期間、セットする特約等がすべて更改前のご契約と同じであることをいいます。

（注）感染症による影響を受けた方について

「感染症による影響を受けた」とは、「当該感染症に罹患した」といった直接的な影響だけではなく、「感染疑義（罹患者との濃厚接触）に伴う自宅待機」や感染防止を目的とした「政府による外出の制限」「募集人との対面自粛」「代理店の休業や業務縮小、対面募集の自粛」などにより、通常の契約手続きが困難といった場合（間接的な影響を受けた場合）も、保険契約者保護の観点から特別措置の対象に含まれます。

＜特別措置適用の対象者＞

- ①当該感染症による影響を受けた保険契約者
- ②当該感染症による影響を受け、通常業務が困難になった代理店の取扱う保険契約者
- ③当該感染症への対応のために派遣された医療従事者等
- ④その他保険会社が適用妥当と判断するもの

(例)

- ・ 団体契約において、実質的な保険料の負担者が特別措置対象者であり、保険料の払い込みができない場合
- ・ 団体扱の集金者が当該感染症の影響により保険料の集金ができない場合
- ・ 口座振替の契約について保険料払い込みのために指定した金融機関が当該感染症による影響を受け休業するなど、保険料の振替ができない場合等

＜ご参考＞ 補償の取扱いについて

新型コロナウイルスによる感染症（肺炎）について、主な商品における補償の取扱いをご案内いたします。

なお、感染症法（注）における「感染症」は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症に分類されおり、新型コロナウイルスによる感染症（肺炎）は、2020年1月28日の政府閣議決定により、2020年2月1日付で感染症法に規定する「指定感染症」に指定されました。

（注）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。

保険の種類	補償内容 (特約など)	保険金のお支払	理由等
傷害保険	死亡・後遺障害、 入院、通院、手術	対象外です	新型コロナウイルスによる肺炎は傷害には該当しないため、保険金をお支払いできません。
	特定感染症による保 険金支払特約	対象となる場合 があります	発病日が2020年2月1日（新型コロナウイルス感染症が指定感染症となった日）以降の場合、発病時期や入院開始時期等の支払条件を満たせば保険金のお支払い対象となります（対象となる保険金の種類はご契約により異なります）。

	キャンセル費用補償特約	対象となる場合があります	被保険者等の死亡または入院により予約している特定のサービスの提供を受けられなくなった場合はお支払いの対象となる場合があります。感染を回避するため自主的にキャンセルした場合や、イベント主催者の判断によりキャンセルとなった場合は対象外です。
医療保険	入院、手術、介護特約	対象となる場合があります	新型コロナウイルスによる肺炎は疾病に該当するため、発病時期や入院開始時期等の支払条件を満たせば保険金のお支払い対象となります。
所得補償保険			
団体長期障害所得補償保険			
労災総合保険	法定外補償条項	対象となる場合があります	業務上疾病として政府労災保険等の認定を受け、法定外補償を行なう場合は、保険金のお支払い対象となります。
各保険種類共通	臨時施設等や自宅での療養を行なった場合のお取扱い	新型コロナウイルス感染症の影響拡大による病院事情（満床等）により、医師の指示・診断に基づき臨時施設等や自宅で入院と同等の療養を行なった場合には、病院等に入院したものとみなして保険金をお支払いいたします（医師または医療機関の証明が必要です）。	

■ご契約に関するご相談等（※携帯電話・PHSからもご利用いただけます）

- ・お客さま相談室

フリーダイヤル 0120-255-400（平日 9:00~17:00）

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

■事故のご連絡（※携帯電話・PHSからもご利用いただけます）

- ・傷害保険（除、一時払退職者傷害保険）

フリーダイヤル 0120-559-336（平日 9:00~17:00）

- ・所得補償保険

フリーダイヤル 0120-113-136（平日 9:00~17:00）

- ・医療保険

フリーダイヤル 0120-733-367（平日 9:00~17:00）

- ・一時払退職者傷害保険

フリーダイヤル 0120-400-811（平日 9:00~17:00）

- ・火災保険、新種保険

フリーダイヤル 0120-550-346 (平日 9:00~17:00)

※なお、夜間・休日の受付につきましては、フリーダイヤル 0120-550-346 にて承っております

以 上